

平成30年度事業計画書

社会福祉法人 桂信会

雷山保育園

1. 地域の保育園としての事業

地域に根ざした保育園として、雷山保育園は「地域の人に愛され、信頼され、気軽に門をくぐれる場所」「保護者同士が友達になり、共に子育てを学び合い助け合える場所」「保護者だけでなく地域の方々とも、くつろぎ、談笑できる場所」でありたいと思いつのこをやっていきます。

1) 地域で働く人々や福祉施設との交流を深める。

校区体育祭、王墓祭り、校区文化祭へ参加します。

2) 小学校・中学校・高校との交流や体験学習の受け入れ、子どもの育成や学生の育成に関わっていきます。

保育園での異年齢交流は乳幼児にとって貴重な体験となります。また、小学生・中学生・高校生等にとっても年下の子どもと接する楽しさを実感し、子育ての大切さや親の役割などについて、自らの認識をあらためるよい機会となる。こうした交流を通して多くの人たちの乳幼児教育に対する理解が深まる。

3) 豊かな自然と地域の祖父母世代の方を師として畑づくりに参加し・自然での遊びを知る。

雷山の恵まれた環境を保育に取り入れ、野山を駆け回ったり、たけのこ山で地域の祖父母世代の方々と一緒に筍を掘ったり、お弁当を食べたり雷山の自然に親しみ、筍堀や遊びを経験する。

また、祖父母の方々の知恵や優しさに気づかせ尊敬の気持ち、思いやりを育てる保育を行う。

4) 地域の「子育てひろば」として子育てを支える。

いつでも気軽に相談できる雰囲気づくり、保護者の悩みを受け止めて共にその解決に取り組んでいく保育園を目指す。

子育て中の母親は、自分の子育てについて自信が持てず悩みをかかえることが多く、又仕事を持つ母親は、仕事と子育ての両立でも支援を求めている。そのために各種講演会や母親教室などを開催し、保護者同士・保護者と地域の方々とのネットワークづくりのお手伝いをしていきたいと考えている。

2. 特別保育事業の実施計画

- 1) 乳児保育
 - a 乳児の心身の状態に応じたきめ細かな配慮を行う。
 - b 特定の保育士の継続的な関わりが保てるよう配慮する。

- 2) 障がい児保育
 - a 障がい児が健常児と交流し、共に育ち合うことにより障がいの軽減を図り、その全人格的発達を促進する。
 - b 健常児においても、障がい児と共に生活することにより、障がい児への理解を深め、豊かな人間性を身につける。

- 3) 延長保育
 - a 午後6時～7時 (保護者のニーズに対応する)
 - b 短時間保育の方 (午前9時～午前17時)

- 4) 一時預かり保育
 - a 一時預かり事業・・・病気・事故・緊急に保育が必要になった場合。

- 5) 地域活動事業
 - a 世代間交流事業

 - b 異年齢児交流事業

 - c 子育て支援・・・育児講座・子育て相談
 - ・ 園庭を開放し、地域の未就園児の子ども達、親たちの交流の場にする。
 - ・ 電話や来園による相談、子育て情報提供を行う。
 - ・ 地域とのふれあいを高め、乳幼児の健全育成を図る中心的役割を担う。
 - ・ 地域の民生・児童委員や地域団体との連携を密にし、育児不安を抱えた親を支援していく。また、子どもに虐待を加えている親の早期発見に勤める。

 - d 食育(野菜の栽培活動・発酵食品作り)
 - ・ 野菜の栽培活動や収穫等の自然との関わりを密にし、また、昔ながらの発酵食品作りを通して、五感を使って様々な体験をしながら運動機能の発達や知的好奇心、思考力、認識力、創造力を育てる。
 - ・ おやつは手作りおやつを提供する。
 - ・ 異年齢での食事・草花の美しい園庭やテラスでの食事など保育園ならではの食事環境を整える。

3. 保護者会との連携

子どもの健全育成は保育園だけで行うものではありません。保護者と保育園との両輪がしっかりつながって、より安全でより安心できる子育てをしていく必要があります。保護者の方々の願い、また保育園からのお願い等を互いに理解し合うことが、何よりも大切です。日頃から保護者が安心して悩みを打ち明けられるような雰囲気づくりを心がけます。

そのために次のことを行います。

- 1) 保護者会を設け、代表者を選出し、保護者代表者会を設置する。
- 2) 苦情処理機構の整備を行い、利用者の意見、要望を積極的に検討する。
 - a 体制
苦情窓口・・・主任保育士
苦情処理責任者・園長
第三者委員・・・高橋徹朗 ・荻原秀實
- 3) 子どもの発達や育児について、保護者の方々と共に子どもに関して共通理解を持つ場を設ける。

具体的には、公開保育・懇談会やおたよりノートでの意見交換又面談等で保護者と共通理解をしながら子どもの心の安定やその子なりの成長を互いに見守ってゆく。

平成30年度事業計画書

社会福祉法人 桂信会

老岐保育園

平成 30 年度保育方針

根拠法令

【保育所の状況提供】児童福祉法第 48 条の 3

保育園は、当該保育園が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に対し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障のない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

【 保育の理念 】

- ・ 児童福祉法に基づき保育に欠ける乳幼児を保育する。
- ・ 乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する。
- ・ 家庭や地域社会と連携を図り、子どもの人権や主体性を尊重し健全な心身の発達を図る。

【 保育の基本方針 】

いきいき老岐っ子～親と共に育てよう～

地域・保護者との連携を深め寄り添い、人としての育ちを見守り、未来に生きる子どもの援助を行い、健康な心と身体を育て仕事に責任をもって、専門職としての資質の向上を目指して日々研修・研鑽に励む

【 壱岐保育園の保育目標 】

1. 自分を大切にし、心豊かな子どもを育む。
2. 生きる力を身につける子どもを育む。
3. 正しいものの見方や考え方ができる子どもを育む。

【 壱岐保育園の子ども像 】

1. 心も体も健康な子ども。
2. 友だちと遊ぶことを楽しいと思える子ども。
3. 感謝する心を持った子ども。
4. 思いやりの心を持った子ども。
5. 自分のことは自分でできる子ども。
6. 人の話を聞き、自分の思いが言える子ども。

【保育の基本方針】

いきいき老岐っ子～親と共に育てよう～

地域・保護者との連携を深め寄り添い、人としての育ちを見守り、未来に生きる子どもの援助を行い、健康な心と身体を育て仕事に責任を持って、専門職としての資質の向上を目指して日々研修・研鑽に励む

年間計画及び目標 つけたい力（3本柱）

豊かな感性・・・友だちを大切にし、思いやりをもった子ども

やりきる態度・・・自分のことは自分でできる子ども

生きぬく基礎・・・人の話を聞き、自分の思いが話せる

特 別 保 育

延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う、延長保育に対する需要に対応するため、保育園が延長保育に取り組む場合、補助を行うことにより児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

福岡市役所の移管を受け、平成23年度から延長保育を行う。

平 日 18:00～20:00

土曜日 18:00～20:00

障がい児保育

保育に欠け、発達に遅れがある又は心身に障がいを有する児童を入所させ、健康児と共に保育を実施し、健全な成長発達を促進するなど障がい児に対する正しい指導をする事によって障がい児の福祉の増進するなど障がい児に対する正しい指導をする事によって障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

保育園・保護者・地域関係機関・域活動事業

① 世代間交流

ねらい

- ・ 地域の中で、色々な経験と知識を重ねてこられた高齢者・保護者との出会いの場で交流の機会をもつ。
- ・ 子どもたちが人との関わりを持って生活する力の基礎を養うことを目的とする。

② 異年齢交流

ねらい

- ・ 卒園児との交流、小、中学生との交流・保育園内異年齢交流を通して大きくなる事への憧れや小さい子へのいたわりを育て、子どもの遊びや育ちを豊かにしていく。

③ 育児講座・育児と仕事の両立支援

ねらい

- ・ 育児講座や子育て活動などを通して、家庭の子育ての楽しさや食育の大切さを伝え、子どもたちが健やかに育つ環境を整えるための支援を積極的に行う。

④ 地域の特性に応じた保育需要

ねらい

- ・ 保育園の有する専門的機能を地域のために活用することが要請されていることに鑑み、保育園において幅広い活動を推進し、児童の福祉の向上を図ることを目的とし地域の子育て家庭への保育園の特性を活かした子育て支援を積極的に行う。

①～④までの内容		
4月	5月	6月
①おばあちゃんのお話し会	①おばあちゃんのお話し会	①おばあちゃんのお話し会
①竹の子堀	②卒園児交流会	②地域のお年寄りの方・祖父母の方と一緒に笹飾り作り
②クラス懇談会	③味噌造り	②田植え
③離乳食研修会	③絵本の読み聞かせ	②2歳児地域のお年寄りの方・祖父母の方と触れ合い遊び
③親子触れ合い動物クイズ	③子育てひろば	②保育参観
③絵本の読み聞かせ	④育児支援・園庭開放	③おやつを試食会
③家庭訪問		③絵本の読み聞かせ
③子育てひろば		④保護者・職員合同人権研修会
		④育児支援・園庭開放

<p>7月</p> <ul style="list-style-type: none"> ①おばあちゃんのお話し会 ①地域の法人ホーム慰問 ②卒園児夕涼みに招待 ②地域の方・お年寄りの方を夕涼み会の総合練習に招待 ③地域の虫追い祭りに参加 ③絵本の読み聞かせ ③子育てひろば ④育児支援・園庭開放 	<p>8月</p> <ul style="list-style-type: none"> ①②戸切夏祭り ②平和保育 ②体験学習（中学2年生） ③絵本の読み聞かせ ③子育てひろば ④育児支援・園庭開放 	<p>9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ①おばあちゃんのお話し会 ①地域の方・老人ホームにおられる方を運動会総合練習に招待 ②③卒園児・未就園児が運動会に参加 ③絵本の読み聞かせ ④育児支援・園庭開放
<p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ①おばあちゃんのお話し会 ②西部運動公園歩き遠足 ②秋の遠足（マリンワールド） ②中学校3年生との交流会 ②小学校・幼稚園・他の保育園と一緒に稲刈り ③絵本の読み聞かせ ③子育てひろば ④育児支援・園庭開放 	<p>11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ①おばあちゃんのお話し会 ①1・2歳児地域のお年寄りの方・祖父母の方と触れ合い遊び ②全園児七五三詣り ③絵本の読み聞かせ ③子育てひろば ④育児支援・園庭開放 	<p>12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ①おばあちゃんのお話し会 ①「かりん」さんや華林堂病院との交流会 ①地域のお年寄りの方と昔遊び ②地域のお年寄りの方を生活発表会の総合練習に招待 ②未満児・以上児一緒にクリスマス交流会 ③絵本の読み聞かせ ③子育てひろば ④育児支援・園庭開放
<p>1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ①おばあちゃんのお話し会 ①②地域の方、壱岐南小5年生と餅つきに参加 ②観劇会 ③5歳児親子陶芸教室 ③絵本の読み聞かせ ③子育てひろば ④育児支援・園庭開放 	<p>2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ①おばあちゃんのお話し会 ②節分（異年齢児との交流会） ③職員・保護者合同人権研修会・全クラス懇談会 ③絵本の読み聞かせ ③クラス懇談会 ③子育てひろば ④育児支援・園庭開放 	<p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ①おばあちゃんのお話し会 ②卒園児とのお別れ会 ②お別れ誕生会 ③絵本の読み聞かせ ③子育てひろば

保護者会活動

目的

会員相互の連携を密に老岐保育園の保育目標達成のために協力することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦と学習につとめる。
- (2) 保育園の運営に協力する。
- (3) その他、この会の目的達成に必要な事項

地域との連携

校区

老岐南人尊教育推進協議会 学期末に1回午後7時開始 戸切人権のまちづくり館懇話会（本市に委託を受ける者） あすなろ解放学級毎週水曜日 午後8時開始 サポーター会議 学期末に1回（本市に委託を受ける者）

協議関係者：自治連合会・老岐保育園・老岐南小学校・老岐丘中学校・関係校PTA
保小中教育推進員
青少年育成会・老人クラブ連合会・交通安全推進委員会・体育振興会・男女共同委員参画推進会・生活環境委員会・防犯推進会・献血推進協力会・自主防災推進会・社会人権教育推進協議会・保護司会・社会福祉協議会・民生委員・主任児童委員・リュックの会・戸切人権のまちづくり館・老岐南公民館

校区連携

保小中連携教育推進委員会

目的：人権教育の推進と全ての子どもたちの学力向上・進路保障を図ること。

事業：学力向上を目指し、自学自習の力・自尊感情を育てる。小中連携と家庭・地域との連携の在り方についての実践・研究

虐待防止

虐待とは「親又は親に変わる養育者によって、子どもに加えられた行為」

- ①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④ネグレクト（保護者の怠慢・拒否）

尚、保護者の意思や意図には関係なく、保護者が嫉のためだと思っても、子どもの心身の発達や人格の形成にとって有害な行為であれば「虐待」

関係機関 福岡市子ども総合相談センター TEL 833-3000 えがお館